

大阪市指定喫煙所 設置経費・改修経費等補助制度

大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保を目的として、喫煙者と非喫煙者が共存できる喫煙環境の整備を図るため、無償で一般に解放され、誰もが利用できる喫煙所(指定喫煙所)の設置・改修及び維持管理にかかる経費を補助します。

区分		補助内容	補助率	補助上限額
設置経費	新規整備費	吸気設備(ガラリ)、排気設備(換気扇)、ダクト工事、出入口扉設置、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、空調設備、灰皿・椅子等の備品購入費用など	10分の10	1,000万円 (地下施設の場合は2,000万円)
	改修整備費	上記の新規整備費の補助対象経費に含まれる設備等の改修工事費、備品購入費用など	10分の10	300万円
維持管理経費	新規整備分	空気清浄機等機器保守委託費、清掃・ごみ処理委託、電気代、火災保険料など (供用開始から5年間に限る)	10分の10	144万円 (年間)
	改修整備分		10分の10	48万円 (年間)

※消費税及び地方消費税並びに市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用は除く。

※1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

【補助対象事業者】

- (1) 市内の建物の所有者及び使用者
- (2) 市内の土地の所有者及び使用者
- (3) その他市長が特に認める者

【注意事項】

補助金の申請及び補助金交付決定前に行われた、喫煙所の設置や維持管理にかかる工事・備品購入・委託経費等を含む全ての経費は、補助対象となりません。補助金の活用を検討される場合は、必ず事前にご相談ください。

なお、本補助事業は、予算範囲内での執行となります。

補助の対象となる喫煙所(指定喫煙所)の要件

【指定喫煙所】

公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できる喫煙所で、下記の表に定める要件を満たす喫煙所

	(1)屋内喫煙所	(2)屋外閉鎖型喫煙所	(3)屋外開放型喫煙所
形態	建物内にあるもの	屋根と壁で完全に囲まれているもの	囲いだけの構造など、屋根や壁で完全に囲われていないもの
設置場所	①道路等公共の場所に面する建物に設置し、直接出入りできること、かつ、喫煙所の全部または一部を建物の1階に設置すること。 ②ただし、喫煙所が当該建物の中に存在することを当該建物の入り口(建物が道路等公共の場所から奥まっている場合は、道路等公共の場所沿いの敷地内)に明確に表示し、建物内に喫煙所までのルート案内を表示以下の要件を満たせば①に該当しない喫煙所であっても、指定喫煙所として指定する。	①道路等公共の場所から容易に利用できる場所であること。 ②市民等の通行・公園利用等の支障にならない場所であること。	①道路等を通行する者から離れた場所であること。 ②望まない受動喫煙を防ぐため、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所を避けるなど周辺環境への影響に配慮した場所であること。
設置面積	設置面積は、おおむね5㎡以上とする。		
構造	①出入口に扉等が設けられていること。 ②屋外に通じる給排気設備が備えられていること。 ③排気口は人通りの少ない場所に向いていること。	①出入口に扉等が設けられていること。 ②屋外に通じる給排気設備が備えられていること。 ③排気口は天井近くの高い場所があり、人通りの少ない場所に向いていること。 ④給気口は排気口の反対側に設置されていること。	①方向転換のためのクランクがあること(2回以上が望ましい)。 ②壁等で喫煙場所が区切られ、たばこの煙が人通りの多い方向に流れないよう配慮されていること(周囲に影響がないと本市が認めた場合を除く)。 ③壁については一定の高さがあること(2.5～3m程度が望ましい)。 ④四方の壁の下部に、給気用の隙間(10～20cm)があること。 ⑤天井の一部を囲う場合は、天井に勾配をつけ、壁と天井の間に人通りの少ない方に向けた排気用の開口面があること。
維持管理	運営日においては、毎日清掃等を行い、適切な維持管理が見込めること。 概ね1日8時間以上かつ週5日以上供用すること。		
その他	①健康増進法(平成14 年法律第 103 号)に則したものとすること。 ②その他関係法令等を遵守すること。	①「屋外分煙施設の技術的留意事項」(平成30年11月9日付け健発1109 第6号 厚生労働省健康局長通知)に準ずること。ただし、指針の目的を達成すると認める場合は、この限りではない。 ②その他関係法令等を遵守すること。	

【共通事項】

- (1) 公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できること
- (2) 概ね1日8時間以上かつ週5日以上供用すること
- (3) 運営日においては、毎日清掃等を行い、適切な維持管理が見込めること
- (4) 供用開始後、5年間は継続して運営すること
- (5) 喫煙所の床面積がおおむね5㎡以上であること
- (6) 関係法令等を遵守すること
- (7) 喫煙所は、喫煙所がないことにより、望まない受動喫煙やポイ捨てなどによるまちの美化が損なわれるおそれがあるエリアに設置されることを想定しており、主に次のエリアに設置される喫煙所であること
・「鉄道駅周辺」・「事業所や飲食店などが密集するエリア」

1. 交付申請

設置経費の場合は、大阪市指定喫煙所設置経費補助金交付申請書(第1-1号様式)、維持管理費の場合は、大阪市指定喫煙所維持管理経費補助金交付申請書(第1-2号様式)に次の書類を添付して申請してください。

(※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。)

(1) 設置経費	
①	事業計画書
②	収支予算書
③	工事見積書
④	施設及び設備の仕様及び外形図
⑤	施設及び設備の設置(予定)場所を示す位置図
⑥	施設及び設備を設置する土地または建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し ※契約締結前である場合は賃貸借契約書等の案の写しを提出してください。契約締結後、速やかに賃貸借契約書等の写しを提出してください。
(2) 維持管理経費	
①	事業計画書
②	収支予算書

2. 補助金交付決定/不交付決定

申請の内容を審査し、補助金交付又は不交付を決定します。

3. 工事の着手・完了(設置経費の場合)

補助金交付決定後、大阪市指定喫煙所設置経費補助金事業着手届(第10号様式)に次の書類を添付して提出してください。

(※事業を中止・変更する場合は、手続きが必要ですので、事前にご相談ください。)

設置経費

- | |
|---|
| ① 工事契約書、注文書及び請書又はその他の工事に係る契約を締結したことを示す書類の写し |
| ② 工事工程表 |

4. 実績報告書の提出

工事等完了後には、大阪市指定喫煙所設置経費補助金実績報告書(第11-1 号様式)を、年間の喫煙所維持管理終了後には大阪市指定喫煙所維持管理経費補助金実績報告書(第11-2 号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

(※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。)

(1) 設置経費

- | |
|---------------------------------|
| ① 事業実績報告書 |
| ② 収支決算書 |
| ③ 補助事業の契約関係書類の写し※経費の内訳が分かる書類を含む |
| ④ 補助事業の請求書、領収書又は振込金受取書の写し |
| ⑤ ③・④の金額が異なる場合は、その理由書 |
| ⑥ 喫煙施設及び設備の完成引渡書の写し |
| ⑦ 喫煙施設を設置した場所を示す位置図 |
| ⑧ 建物内外主要部分の写真 |
| ⑨ 工事完了後の喫煙所の面積が分かる書類 |

(2) 維持管理経費

- | |
|---------------------------------|
| ① 事業実績報告書 |
| ② 収支決算書 |
| ③ 補助事業の契約関係書類の写し※経費の内訳が分かる書類を含む |
| ④ 補助事業の請求書、領収書又は振込金受取書の写し |
| ⑤ ③・④の金額が異なる場合は、その理由書 |

5. 補助額の確定

補助額の確定は、大阪市指定喫煙所設置経費等補助金額確定通知書(第 12 号様式)にて通知します。

6. 補助金の請求

大阪市指定喫煙所設置経費等補助金額確定通知書(第 12 号様式)の受領後、補助金の請求書を提出してください。

7. 補助金の交付

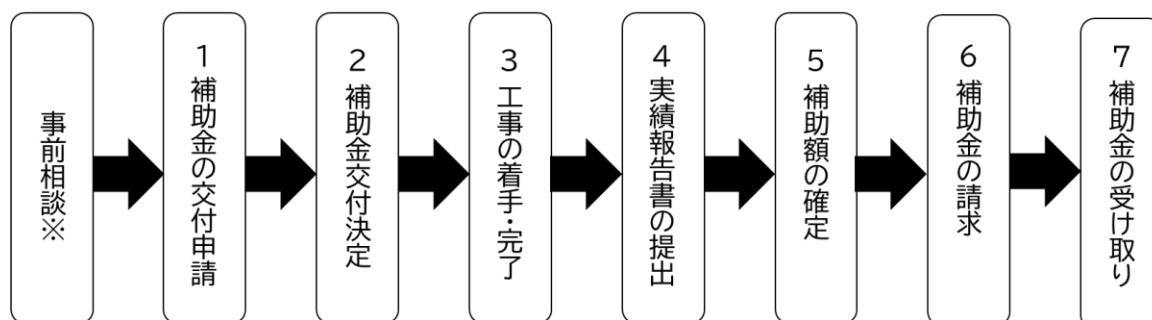
補助金の請求を受けた日から 30 日以内に補助金を交付します。

補助金の返還について

予定の期間内に着手しない場合や実績報告書が指定する期日までに提出されない場合、5年以内に当該喫煙所を廃止した場合などは、あらかじめ大阪市指定喫煙所設置経費等補助金財産処分承認申請書(第14号様式)を提出し、下記の基準で補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。※1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

設置経過期間	金額
(1)4年以上5年未満	設置経費に係る補助額の1/5に相当する金額
(2)3年以上4年未満	設置経費に係る補助額の2/5に相当する金額
(3)2年以上3年未満	設置経費に係る補助額の3/5に相当する金額
(4)1年以上2年未満	設置経費に係る補助額の4/5に相当する金額
(5)1年未満	設置経費に係る補助額全額

補助の流れ



※必ず事前に相談してください。

事業を中止・変更する場合は、手続きが必要ですので、事前にご相談ください。

問い合わせ先 環境局事業部事業管理課まち美化担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号(あべのルシアス13階)

TEL 06-6630-3153 FAX 06-6630-3581

ホームページアドレス <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000597899.html>